

令和5年11月27日

市議会議員 様

柳井市長 井 原 健太郎

市議会定例会の招集について

このことについて、別紙告示写しのとおり招集したので通知します。

現在までに提出を予定している事件は、下記のとおりであります。

記

- | | |
|--------|---|
| 議案第49号 | 柳井市監査委員条例等の一部改正について |
| 議案第50号 | 柳井市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について |
| 議案第51号 | 柳井市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び柳井市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 議案第52号 | 柳井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 議案第53号 | 柳井市基金条例の一部改正について |
| 議案第54号 | 柳井市平郡西テレビ放送共同受信施設の指定管理者の指定について |
| 議案第55号 | 字の区域の変更について |
| 議案第56号 | 市道路線の認定について |
| 議案第57号 | 市道路線の廃止について |
| 議案第58号 | 損害賠償に関する和解及び額の決定について |
| 議案第59号 | 令和5年度柳井市一般会計補正予算（第7号） |
| 議案第60号 | 令和5年度柳井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第61号 | 令和5年度柳井市市有林野区事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第62号 | 令和5年度柳井市介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第63号 | 令和5年度柳井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第64号 | 令和5年度柳井市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 議案第65号 | 令和5年度柳井市下水道事業会計補正予算（第1号） |
| | |
| 報告第15号 | 教育委員会事務の点検及び評価について |
| 報告第16号 | 専決処分の報告について |
| 報告第17号 | 専決処分の報告について |

柳井市告示第35号

令和5年第4回柳井市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和5年11月27日

柳井市長 井原 健太郎

1 期 日 令和5年12月6日

2 場 所 柳井市議会議場



議案第49号

柳井市監査委員条例等の一部改正について

柳井市監査委員条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和5年12月6日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市監査委員条例等の一部を改正する条例

(柳井市監査委員条例の一部改正)

第1条 柳井市監査委員条例（平成17年柳井市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年柳井市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(柳井市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 柳井市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年柳井市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第50号

柳井市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

柳井市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正するものとする。

令和5年12月6日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

第1条 柳井市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例（平成20年柳井市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 柳井市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の柳井市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の柳井市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の規定に基づいて令和5年12月に支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 5 1 号

柳井市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び
柳井市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について

柳井市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び柳井市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び
柳井市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(柳井市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 柳井市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年柳井市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

柳井市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例

第 1 条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第 2 条第 5 項及び第 3 条第 5 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 6 条第 2 項中「第 1 項」を「前項」に改める。

第 1 1 条第 1 項中「除く」の次に「。次条において同じ」を加え、同項第 1 号中「以下」を「第 3 号においてこれらの日を」に改め、同項第 2 号中「第 1 号」を「前号」に改め、同項第 3 号中「1 0 0 分の 6 7. 5」を「1 0 0 分の 1 2 2. 5」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(勤勉手当)

第 1 1 条の 2 パートタイム会計年度任用職員には、次の各号に定めるところにより、勤勉手当を支給する。

- (1) 勤勉手当は、6 か月以上の任用期間をもって任用されたパートタイム会計年度任用職員又は 6 か月未満の任用期間をもって任用され、1 会計年度内で本市の任命権者に再度任用されることによりその任用期間が合計 6 か月以上となったパートタイム会計年度任用職員で、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日にそれぞれ在職するものに対して支給する。
- (2) 6 月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6 か月未満のものに限る。）と前会計年度における任期の定め（前会計年度の

末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の合計が6か月以上に至ったときは、前号に規定する任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

- (3) 勤勉手当の額は、報酬の月額(日額又は時間額によって報酬を支給する場合には規則で定める方法により月額に換算した額。以下この号において同じ。)に、市長が規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の報酬の月額に100分の102.5を乗じて得た額を超えてはならない。

- 2 前項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第19条の規定の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

第12条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に、「第11条」を「前2条」に改める。

第15条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(柳井市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 柳井市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例(令和元年柳井市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第18条第1項中「限る」の次に「。第20条の2において同じ」を加え、同項ただし書を削る。

第20条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第20条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当については、給与条例第19条の規定の例による。この場合において、給与条例第19条第2項に規定する勤勉手当基礎額に乘じる割合に改正があったときは、改正後の割合は、当該改正があった日の属する年度においては適用せず、当該改正があった年度内においては従前の例によるものとする。

- 2 第18条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 52 号

柳井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

柳井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 12 月 6 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(柳井市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 柳井市一般職の職員の給与に関する条例（平成 17 年柳井市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 5 第 1 項第 1 号中「414, 800 円」を「415, 600 円」に改める。

第 18 条第 2 項中「100 分の 120」を「100 分の 125」に改め、同条第 3 項中「100 分の 120」を「100 分の 125」に、「100 分の 67.5」を「100 分の 70」に改める。

第 19 条第 2 項第 1 号中「100 分の 100」を「100 分の 105」に改め、同項第 2 号中「100 分の 47.5」を「100 分の 50」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900

50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	

77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			

	105		299,300	347,800				
	106		299,600	348,200				
	107		300,000	348,600				
	108		300,300	349,000				
	109		300,500	349,500				
	110		300,900	349,900				
	111		301,300	350,200				
	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額	基 準 給 料 月額	基 準 給 料 月額	基 準 給 料 月額	基 準 給 料 月額	基 準 給 料 月額	基 準 給 料 月額
		円 188,700	円 216,200	円 256,200	円 275,600	円 290,700	円 316,200	円 358,000

備考 この表は、医療職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条の2及び第20条の3に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級
	号給	給料月額	給料月額
		円	円
	1	264,700	346,600
	2	267,200	349,600
	3	269,600	352,400
	4	272,000	355,300
	5	274,100	357,800
	6	277,600	360,800
	7	281,100	363,800
	8	284,500	366,600
	9	288,100	368,700
	10	291,600	371,200
	11	295,200	373,900
	12	298,700	376,400
	13	302,200	379,100
	14	306,100	382,500
	15	310,000	385,500
	16	313,600	388,800
	17	317,200	391,800
	18	320,700	394,400
	19	324,200	396,800
	20	327,700	399,300
	21	331,300	401,900
	22	335,000	403,900
	23	338,400	405,500

	24	341, 700	407, 100
	25	345, 000	408, 800
	26	347, 500	411, 000
	27	350, 000	413, 100
	28	352, 300	415, 100
	29	354, 400	417, 200
	30	356, 100	419, 300
	31	357, 800	420, 900
	32	359, 600	422, 600
	33	361, 500	424, 500
	34	363, 700	426, 000
	35	365, 800	427, 800
	36	367, 800	429, 600
	37	369, 700	431, 500
	38	371, 900	433, 500
	39	374, 000	435, 300
	40	376, 000	437, 200
	41	378, 000	439, 000
	42	378, 700	440, 700
	43	379, 300	442, 400
	44	380, 000	444, 200
	45	380, 900	446, 000
	46	382, 200	447, 800
	47	383, 500	449, 500
	48	384, 800	451, 200
定年	49	385, 600	452, 800
前再	50	386, 400	454, 500

任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	51	387, 200	456, 200
	52	387, 700	457, 900
	53	388, 500	459, 800
	54	389, 300	461, 000
	55	390, 000	462, 200
	56	390, 700	463, 400
	57	391, 400	464, 400
	58	392, 300	465, 400
	59	393, 000	466, 300
	60	393, 600	467, 100
	61	394, 100	467, 900
	62	394, 600	468, 600
	63	395, 000	469, 300
	64	395, 400	469, 900
	65	395, 700	470, 600
	66		471, 300
	67		471, 900
	68		472, 500
	69		472, 800
	70		473, 400
	71		474, 100
	72		474, 800
	73		475, 200
	74		475, 800
	75		476, 500
	76		477, 200
	77		477, 600

	78		478,200
	79		478,800
	80		479,300
	81		479,900
	82		480,400
	83		480,900
	84		481,400
	85		481,800
	86		482,400
	87		482,800
	88		483,300
	89		483,800
	90		484,400
	91		485,000
	92		485,400
	93		485,900
	94		486,500
	95		487,100
	96		487,600
	97		488,100
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額
		円 297,300	円 339,700

備考 この表は、診療所に勤務する医師に適用する。

第2条 柳井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(柳井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 柳井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年柳井市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000

第8条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 柳井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(柳井市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 柳井市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年柳井市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

職務の級	1 級
号給	給料月額
	円
1	162,100
2	163,200
3	164,400
4	165,500
5	166,600
6	167,700
7	168,800
8	169,900
9	170,900
10	172,300
11	173,600
12	174,900
13	176,100
14	177,600
15	179,100
16	180,700
17	181,800
18	183,200
19	184,600
20	186,000
21	187,300
22	189,600
23	191,800
24	194,000

25	196, 200
26	197, 900
27	199, 400
28	200, 900
29	202, 400
30	203, 800
31	205, 200
32	206, 600
33	208, 000
34	209, 300
35	210, 600
36	211, 900
37	213, 200
38	214, 400
39	215, 600
40	216, 700
41	217, 800
42	218, 900
43	219, 900
44	220, 900
45	221, 800
46	222, 700
47	223, 600
48	224, 500
49	225, 400
50	226, 300
51	227, 200
52	228, 100

53	228,900
54	229,800
55	230,700
56	231,500
57	231,800
58	232,600
59	233,300
60	233,900
61	234,500
62	235,200
63	235,800
64	236,300
65	236,800
66	237,300
67	237,800
68	238,400
69	238,900
70	239,400
71	239,900
72	240,400
73	240,900
74	241,400
75	241,800
76	242,300
77	242,800
78	243,300
79	243,800

80	244,300
81	244,700
82	245,200
83	245,600
84	246,000
85	246,400
86	246,800
87	247,200
88	247,600
89	248,000
90	248,500
91	248,800
92	249,100
93	249,400

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（柳井市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（柳井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与条例第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 53 号

柳井市基金条例の一部改正について

柳井市基金条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 12 月 6 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市基金条例の一部を改正する条例

柳井市基金条例（平成 17 年柳井市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表柳井市森林環境整備基金の項の次に次のように加える。

柳井市企業版ふるさと納税基金	地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に必要な経費の財源に充てるため	一般会計歳入歳出予算で定める額
----------------	--	-----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第54号

柳井市平郡西テレビ放送共同受信施設の指定管理者の指定について

下記のとおり柳井市平郡西テレビ放送共同受信施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

柳井市長 井 原 健太郎

記

1 管理を行わせる施設の名称及び設置区域

名 称 柳井市平郡西テレビ放送共同受信施設

設置区域 柳井市平郡のうち伊場、松葉川及び鶴甫

2 指定管理者となる団体

名 称 平郡西地区テレビ共同受信組合

代表者名 組合長 原 田 隆 生

所 在 地 柳井市平郡5460番地

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第 55 号

字の区域の変更について

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づき行う国営南周防土地改良事業の施行に伴い、別紙のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 6 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

字の区域の変更明細書

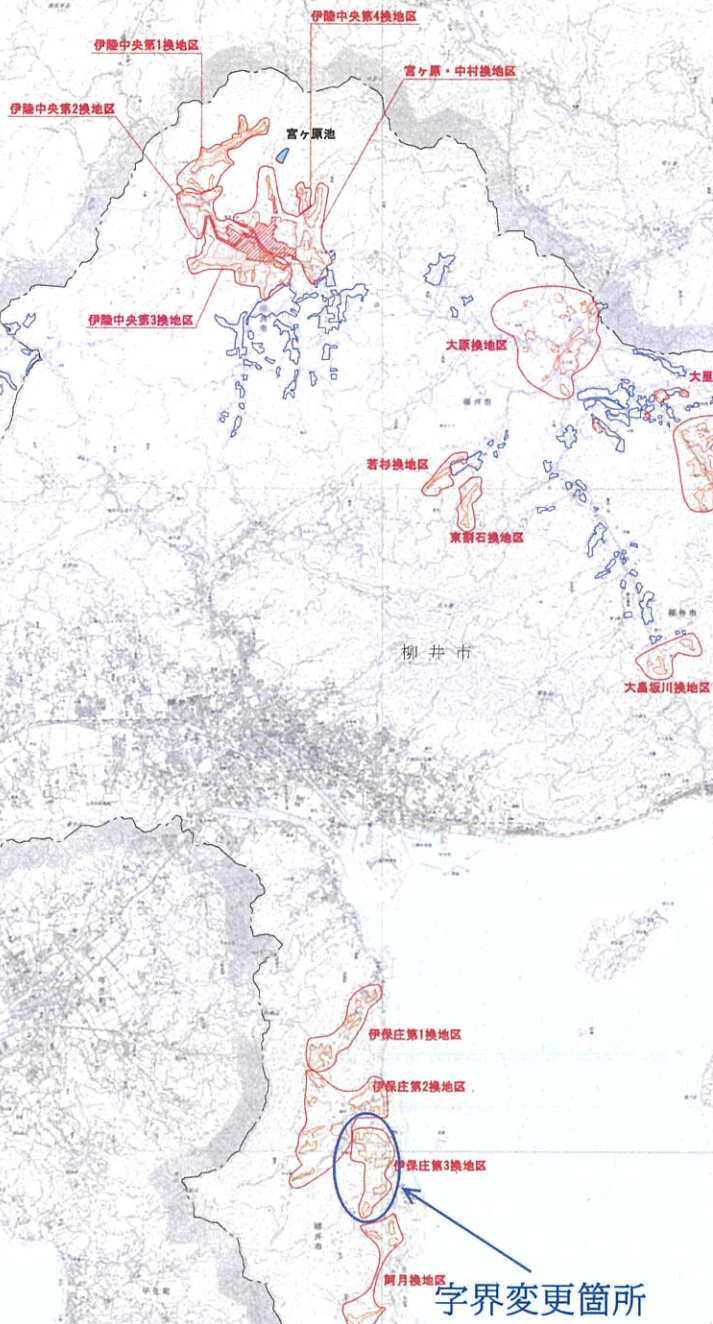
(別紙)

処 分 後		処 分 前			
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番	地 目
伊保庄	大坪	伊保庄	土井ノ内	4 4 2 番 2 の一部	田
〃	鳥井田	〃	宮ノ前	5 4 1 番の一部	〃
〃	宮ノ前	〃	鳥井田	5 4 4 番 1 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	5 4 4 番 3 の一部	〃
〃	馬越	〃	二本松	6 6 2 番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	6 6 3 番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	6 6 4 番 1 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	6 6 4 番 2 の一部	ため池
〃	〃	〃	〃	6 6 5 番の一部	田
〃	〃	〃	〃	6 6 6 番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	6 6 7 番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	6 6 8 番 2 の一部	〃
〃	河角	〃	馬越	7 0 8 番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	7 0 9 番 2 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	7 0 9 番 3 の一部	公衆用道路
〃	馬越	〃	河角	7 1 5 番の一部	田
〃	河角	〃	岩本	7 2 0 番 2	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	7 2 2 番 1 の一部	田
〃	二本松	〃	宮ノ後	7 3 2 番 7	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	7 3 2 番 8	〃
〃	庚申原	〃	上阿原	1 2 4 7 番 3	〃
〃	〃	〃	〃	1 2 5 1 番 1 の一部	田
〃	〃	〃	〃	1 2 5 1 番 2	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	1 2 5 2 番 2	〃
〃	〃	〃	阿原	1 2 8 9 番 1 の一部	田
〃	〃	〃	〃	1 2 8 9 番 3	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	1 2 8 9 番 4	〃
〃	阿原	〃	立石	1 2 9 2 番 2	畑

処分前の土地に接する市有地である道路、水路並びに柳井市伊保庄字宮迫 5 3 4 番地先の市有地である道路及び水路を併せて変更する。

位置図

位置図



字界変更箇所

凡 例	
	区画整理
	確実排水
	ため池(農業用排水)
	ため池受益(農業用排水)
	換地区界
	国 道
	市 町 界
	区 界

議案第 5 6 号

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線を認定することについて、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

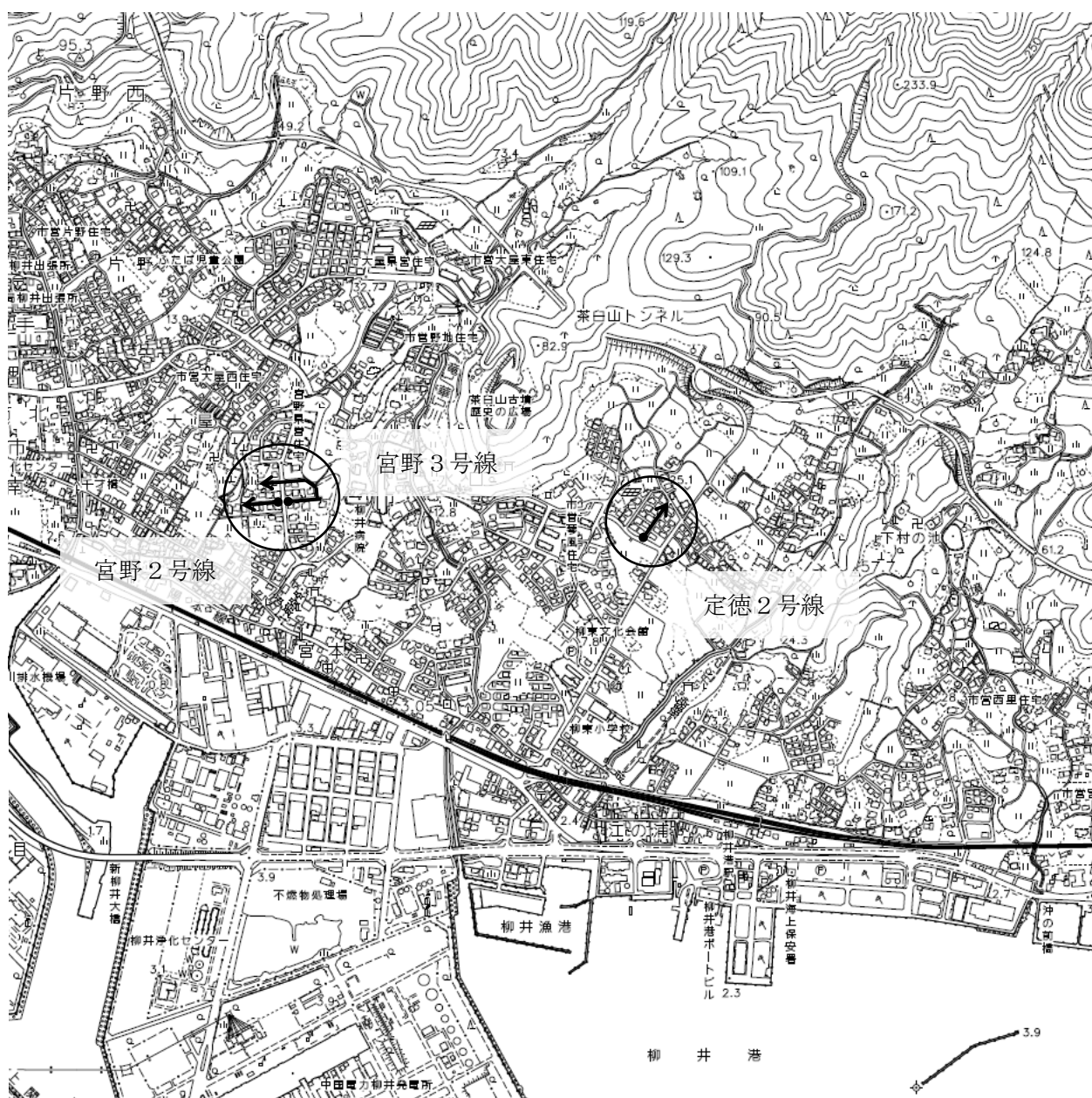
柳井市長 井 原 健太郎

記

路線番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
1 2 8 0	定徳 2 号線	柳井市柳井字定徳 1066-22 柳井市柳井字定徳 1066-17	定徳
1 2 8 1	宮野 2 号線	柳井市柳井字西藤田 1915-15 柳井市柳井字西藤田 1915-19	西藤田
1 2 8 2	宮野 3 号線	柳井市柳井字西藤田 1915-24 柳井市柳井字西藤田 1915-34	西藤田
1 2 8 3	境開 1 号線	柳井市中央三丁目 263-20 柳井市中央三丁目 263-25	中央三丁目
1 2 8 4	大田 1 号線	柳井市柳井字大田 4684-17 柳井市柳井字大田 4685-7	大田
4 0 6 4	尺田 1 号線	柳井市新庄字尺田 76-33 柳井市新庄字尺田 76-30	尺田

位置図

(定徳2号線・宮野2号線・宮野3号線)



(境開1号線・大田1号線・尺田1号線)

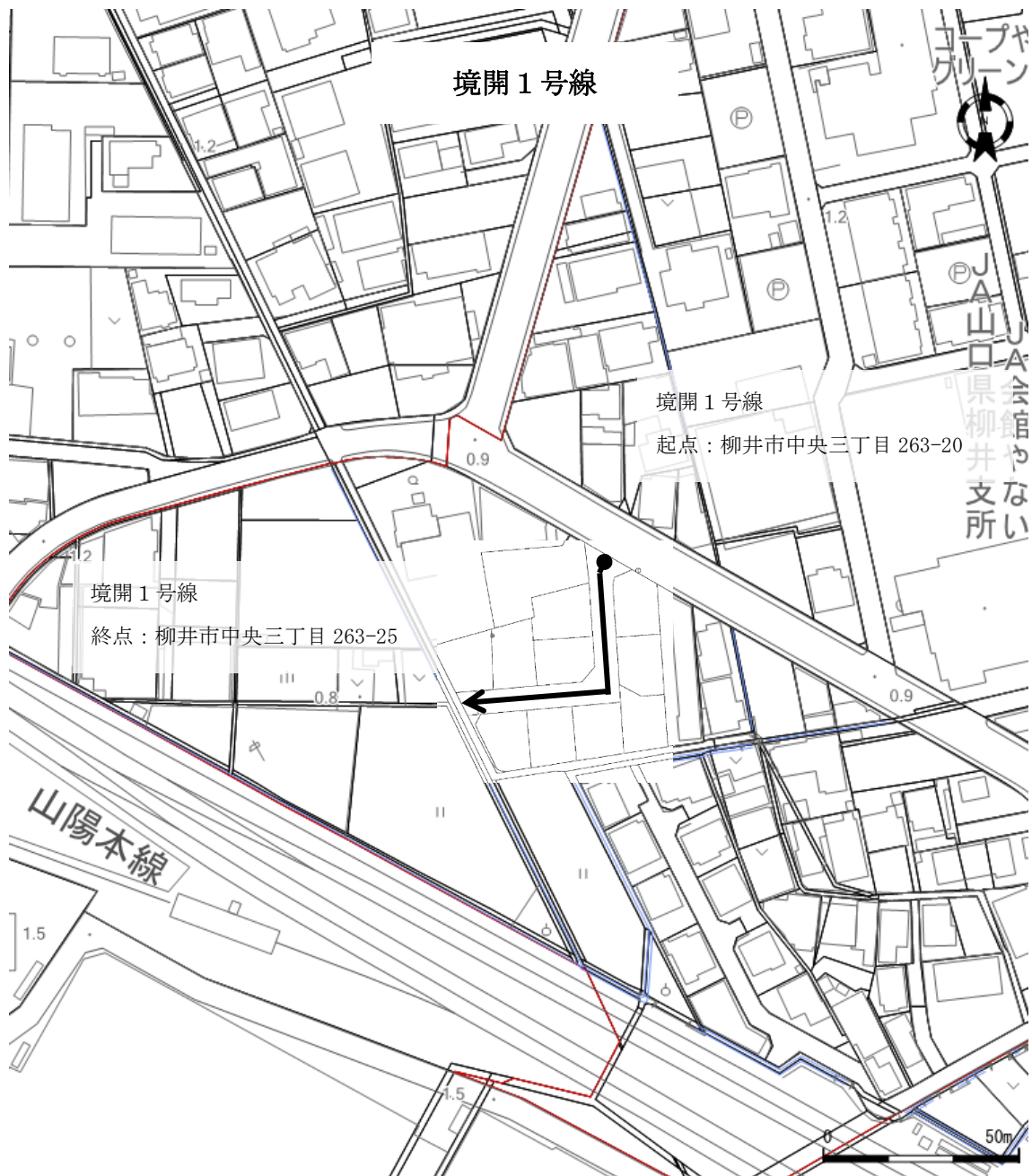




線 種	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
←●	1280	定徳2号線	87.0m	5.3m



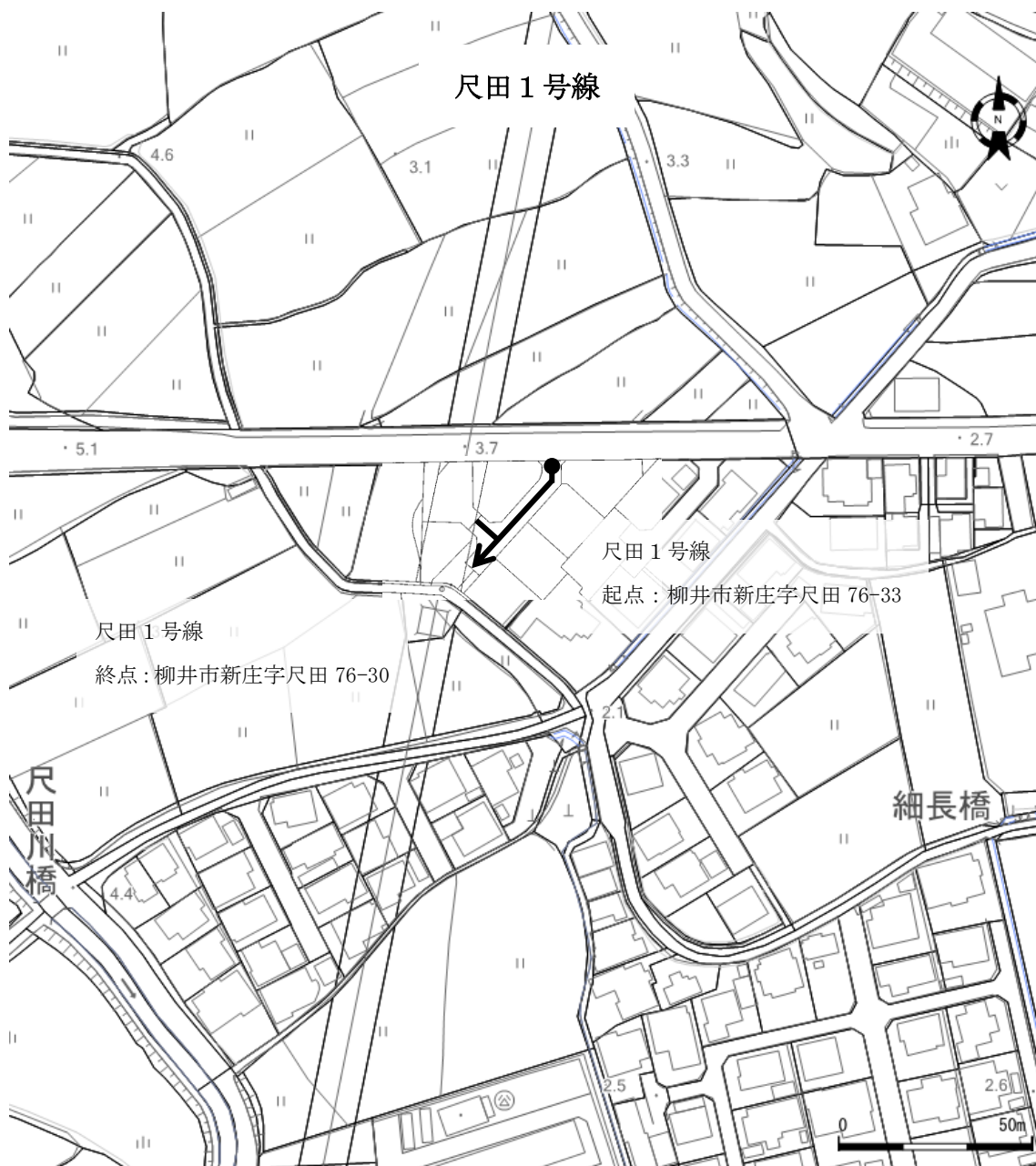
線 種	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
←●	1281	宮野2号線	68.2m	4.5～6.0m
←—●	1282	宮野3号線	210.0m	4.0～6.0m



線 種	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
←●	1283	境開 1 号線	68.5m	6.0m



線 種	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
←●	1284	大田 1 号線	67.5m	4.2～6.0m



線 種	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
←●	4064	尺田 1 号線	43. 0m	5. 0m

議案第 57 号

市道路線の廃止について

下記のとおり市道路線を廃止することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 6 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

記

路線番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
9506	中迫線	柳井市大畠字中迫 80 柳井市大畠字中迫 74	中迫



線 種	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
	9506	中迫線	130.0m	1.0～2.0m

議案第 58 号

損害賠償に関する和解及び額の決定について

下記のとおり損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 6 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

記

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和 5 年 7 月 2 日柳井市新庄地内市道柳井田布施線において発生した道路陥没事故により当事者が受けた物的損害について、当該車両の自動車保険の保険者である相手方が保険金を支払い、保険代位による損害賠償請求権を取得したもの

2 和解及び損害賠償の相手方

保険代位による求償権者（代位者）

所在地等 周南市 法人

当事者（被代位者）

住所等 柳井市 個人

3 和解の要旨及び損害賠償の額

柳井市は、保険代位による求償権者である相手方に対し、当事者所有の車両の物的損害に係る損害賠償金 1, 001, 405 円を支払うものとする。

報告第16号

専決処分の報告について

損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月6日提出

柳井市長 井原 健太郎

専決処分書

下記のとおり損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年10月23日

柳井市長 井原 健太郎

記

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

相手方が令和5年4月に転入した際に、職員がマイナンバーカードの継続処理を誤り、一定期間経過した後にマイナンバーカードが失効状態となっていたため、9月末日が期限となっていた公金受取口座の登録に伴うマイナポイントの取得ができなかったもの

2 和解及び損害賠償の相手方

住所等 柳井市 個人

3 和解の要旨及び損害賠償の額

柳井市は、相手方に対し、損害賠償金7,500円を支払うものとする。

報告第 17 号

専決処分の報告について

損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 12 月 6 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

専決処分書

下記のとおり損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 5 年 11 月 17 日

柳井市長 井 原 健太郎

記

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和 5 年 10 月 23 日柳井市余田地内市道河添中村線において発生した自動車事故

2 和解及び損害賠償の相手方

住所等 柳井市 個人

3 和解の要旨及び損害賠償の額

柳井市は、相手方に対し、損害賠償金 9,463 円を支払うものとする。